

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター役員報酬等規程の一部を改正
する規程 ～抜粋～

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター役員報酬等規程の一部改正

第 1 条 地方独立行政法人佐世保市総合医療センター役員報酬等規程（平成 28 年規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

↑
平成 29 年 12 月 1 日から適用

第 2 条 地方独立行政法人佐世保市総合医療センター役員報酬等規程の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「月額 649,000 円を「月額 419,000円」に、「月額 510,000 円」を「月額 330,000円」に改める。

↑
平成 30 年 4 月 1 日施行

第 5 条第 2 項中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

↑
平成 30 年 4 月 1 日施行

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の地方独立行政法人佐世保市総合医療センター役員報酬等規程の規定は、平成 29 年 12 月 1 日から適用する。